

自治会・町内会と区のつながりについて

1 自治会・町内会現況届の提出について

自治会・町内会の現況を把握し、町内会相互間、地域と市とで連携するため、自治会・町内会長の現況、加入世帯数・班数等について、「自治会・町内会現況届」の提出をお願いします（毎年）。

| | |
|------|------|
| 依頼時期 | 3月下旬 |
| 提出時期 | 4月上旬 |

※ 年度途中で変更があった場合は、「異動届」を提出してください。

※ 現況届記載の情報提供について

下記の事例のような照会があった場合、現況届に記載された情報を提供する場合があります。あらかじめご了承ください。

- ① 自治会・町内会への加入に関する問合せがあった場合。
- ② 市や県、東京電力、東京ガス、水道、道路、鉄道会社等が公益的な業務を遂行するうえで、必要と認められる場合。
- ③ 開発事業等で、事業者が周辺住民を対象に説明会を実施するなど、自治会・町内会にとって必要と認められる場合。
- ④ 転入者へのご案内のために不動産会社から問い合わせがあった場合。
- ⑤ 国・県・市議員が議員活動を行う上で、必要と認められる場合。

●担当 地域振興課地域活動係 TEL978-2291~2

2 口座振替依頼書の提出について

地域活動推進費補助金や広報配布謝金等について、市から振込手続きを行うため必要な書類です。「口座振替依頼書」の提出をお願いします（毎年）。

なお、口座を変更する場合、口座名義に必ず団体名（自治会・町内会名）を入れてください。

| | |
|------|------|
| 依頼時期 | 3月下旬 |
| 提出時期 | 4月上旬 |

※ 年度途中で口座の変更があった場合は、改めて提出してください。

●担当 地域振興課地域活動係 TEL978-2291~2

3 自治会・町内会の掲示板等を道路・公園に設置する場合について

公道（市道・県道）または公園の一部を利用して自治会・町内会の掲示板等を設置しようとする場合は、土木事務所に設置したい物や場所などを事前に相談してください。申請方法をご案内します。（申請先は土木事務所以外となる場合もあります。）

なお、公園・水辺愛護会倉庫、自治会・町内会の防災備蓄庫について、一定以上の大きさの場合は、申請の前に建築確認が必要です。ご注意ください。

●担当 青葉土木事務所管理係 TEL971-2300

4 広報紙の配布依頼について

「広報よこはま青葉区版・全市版」「県のたより」「ヨコハマ議会だより」については、自治会・町内会に加入しているすべての世帯に配布していただくとともに、未加入世帯にもお配りくださいますよう特段のご配慮をお願いします。

なお「広報よこはま青葉区版・全市版」は、毎月11日以降のお知らせを掲載していますので、10日までに配布して下さいますようお願いいたします。

| | 広報よこはま 青葉区版・全市版 | 県のたより | ヨコハマ議会 だより |
|-------------|-----------------------------|-------------|---------------|
| 発行 | 毎月1日 | 毎月1日 | 5・8・12・2月 |
| 謝金 | 1部9円 | 1部8円 | 1部4円 |
| 謝金の 支払時期 | 上半期分（4～9月号） 下半期分（10～3月号） | 10月末 3月末 | |

※ 広報配布担当者・部数の変更について

あらかじめ自治会・町内会からお届けいただいた担当者に、指定された部数を毎月末日の前日までにお届けします。部数と配布担当者の変更については、毎月10日までにご連絡いただければ、当月末の配送に間に合わせる事が可能です。電子申請のほか、窓口（区役所1階1番）や電話でも変更を受け付けています。

電子申請は
こちらから



●担当 区政推進課広報相談係 TEL978-2221～2
FAX978-2411